

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記		0
(平)	(平)	(平)	(平)	0	0

令和 4 年分
(令和 年 月 日開催分)

- (ふりがな) みらいかいぎにつぼん
- 1 政治団体の名称 未来会議NIPPON
- 〒162-0842
- 2 主たる事務所の所在地 東京都新宿区市谷砂土原町3-8-3-106
- 3 代表者の氏名 岸本 周平
- 4 会計責任者の氏名 加藤 康之

政治団体の区分

政 党

政 党 の 支 部

政 治 資 金 団 体

政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体

そ の 他 の 政 治 団 体

そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 金丸 菊子

電話番号 073-402-1234

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 _____ (現・候)

資金管理団体の届出をした _____

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 _____

公職の種類 _____ (現・候)

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日 から

平成 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 4年 1月 1日 から

令和 4年 9月 1日 まで

受付
5.4.26



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	137,072,548
(前年からの繰越額)	120,881,645
(本年の収入額)	16,190,903
支 出 総 額	51,280,137
翌年への繰越額	85,792,411

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0人

(2) 寄 附		
ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳					
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
岸本周平セミナー2022	16,050,000	200	4.8.29	ルポール麴町 ロイヤルクリスタル	東京都千代田区平河町2-4-3
岸本周平セミナー2021	140,000	2	3.12.13	ルポール麴町 ロイヤルクリスタル	東京都千代田区平河町2-4-3 (前年収入13,520,000円183人)
この頁の小計	16,190,000				
合計	16,190,000				

(注) 特定パーティーとは対価に係る収入の金額が1,000万円以上の政治資金パーティーです。
開催場所には区市町村名を記入して下さい。

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		岸本周平セミナー2022		
		対価の支払をした者の区分		①個人 2.法人・その他の団体 3.政治団体		
対価の支払をした者の氏名 (又は名称)	金 額	年 月 日	住所 (又は所在地)	職業 (又は代表者の氏名)	備考	
下山 孝	300,000	4.8.5	東牟婁郡北山村七色205	会社役員		
この頁の小計	300,000					
合 計	300,000					

(注) この頁には、一パーティーで、同一の者からの対価の支払いが、20万円を超えるもののみ個別に記載して下さい。

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		岸本周平セミナー2022		
		対価の支払をした者の区分		1. 個人 ②法人・その他の団体 3. 政治団体		
対価の支払をした者の氏名 (又は名称)	金 額	年 月 日	住所 (又は所在地)	職業 (又は代表者の氏名)	備考	
(株)湊組	500,000	4.8.22	和歌山市湊2-12-24	笹本 昌克		
(株)ニトリホールディングス	500,000	4.9.30	東京都北区神谷3-6-20	似鳥 昭雄		
大弘建材(株)	700,000	4.10.31	和歌山市吹上3-4-15	大江 英昭		
和歌山共同建材(株)	500,000	4.10.31	和歌山市湊1342-4	武内 善徳		
和歌山県中央生コン協同組合	1,000,000	4.10.31	和歌山市十番丁90	坂井 永宜		
この頁の小計	3,200,000					
合計	3,200,000					

(注) この頁には、一パーティーで、同一の者からの対価の支払いが、20万円を超えるもののみ個別に記載して下さい。

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		岸本周平セミナー2022		
		対価の支払をした者の区分		1. 個人 2. 法人・その他の団体 ③. 政治団体		
対価の支払をした者の氏名 (又は名称)	金 額	年 月 日	住所 (又は所在地)	職業 (又は代表者の氏名)	備考	
製薬産業政治連盟	500,000	4.8.16	東京都中央区日本橋本町3-7-2	眞鍋 淳		
この頁の小計	500,000					
合 計	500,000					

(注) この頁には、一パーティーで、同一の者からの対価の支払いが、20万円を超えるもののみ個別に記載して下さい。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
(4) 事 務 所 費	4,340	
小 計	4,340	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	515,810	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	515,810	
エ その他の事業費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	50,759,987	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	51,275,797	
合 計	51,280,137	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		事務所費（通信費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	1,040				
合計	1,040				

(注1) 5万円以上（国会議員関係政治団体は1万円超）の支出はすべて個別に記載し、5万円未満（同1万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		事務所費（事務管理費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	3,300				
合計	3,300				

(注1) 5万円以上（国会議員関係政治団体は1万円超）の支出はすべて個別に記載し、5万円未満（同1万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		寄附・交付金(寄附)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
寄附	10,000,000	4.7.21	周勝会	和歌山市広瀬中ノ丁2-98	
寄附	20,000,000	4.10.5	周勝会	和歌山市広瀬中ノ丁2-98	
寄附	759,987	4.10.28	国民民主党和歌山県第1区総支部	和歌山市広瀬中ノ丁2-98	
寄附	20,000,000	4.10.31	周勝会	和歌山市広瀬中ノ丁2-98	
この頁の小計	50,759,987				
その他の支出	0				
合計	50,759,987				

(注1) 5万円以上(国会議員関係政治団体は1万円超)の支出はすべて個別に記載し、5万円未満(同1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。
(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑して下さい。

(注) □が有の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5年 3月 29日

政治団体の名称 未来会議NIPPON

会計責任者の氏名 加藤 康之

代表者の氏名
(解散時のみ)



政治資金監査報告書

令和5年3月28日

未来会議NIPPON

代表 岸本 周平 殿

登録政治資金監査人

武田雄治

登録番号 第 2499号

研修修了年月日 平成21年7月17日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、未来会議NIPPONの令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書を含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
 - (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
 - (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
 - (4) この政治資金監査は、同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると武田雄治が判断したため、国民民主党和歌山県第1区総支部の主たる事務所(和歌山市広瀬中ノ丁2-98)において行った。
- ### 2 監査の結果
- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は保存されていた。領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。
 - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政

治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

3 業務制限

未来会議NIPPONと私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上